

平成21年度市民税・県民税の申告はお済みですか？

8月～9月

申告相談を行います



市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月に発送し、申告相談を9月にかけて順次実施する予定です。

対象となる人は…

- ①前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人、又は給与支払報告書（年金も含む）が市に提出されていない人
- ②不動産収入又は報酬（外交員報酬含む）等があり、申告をしていない人
- ③公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない人（特別控除を適用するためには申告が必要です。）

※所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合及び土地建物の譲渡所得等については、税務署へ申告してください。

証明書は申告後に…

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。また、申告で課税になる場合等には、納税通知書発行後に証明書を発行します。

扶養控除の確認をします

確認をします

申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に基づき、次の①②に該当する人に電話又は文書で扶養の確認を行います。

- ① 重復して扶養をとっている場合（複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。）
- ② 確定申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養が取り消される場合があります。変更内容等は、本人（普通徴収の場合）又は勤務先（特別徴収の場合）に通知します。

寄附金税制が拡充されました

拡充されました

平成20年度の税制改正で、寄附金税制が拡充され、平成21年度以後の住民税（市民税・県民税）について、次のように変わりました。

住民税の寄附金控除の対象となる地方公共団体等に平成20年1月1日以後に寄附を行った場合は、5千円を超える額について総所得金額等の30%を上限に税額控除方式により控除されることとなりました。

また、特に地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）についての特例控除額は、住民税の所得割額の1割を上限に控除されることとなりました。（詳しくはお問い合わせください。市ホームページでもご覧いただけます。）

★課税課 ☎ 1123

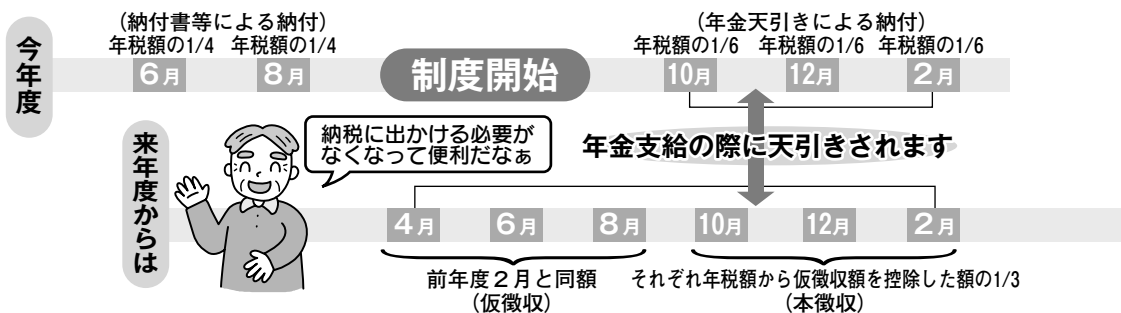


65歳以上の年金受給者のみなさんへ

10月から市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）が始まります

対象者（本年1月1日以後、本庄市に引き続き住所を有する人で、年額18万円以上の老齢年金等を受給し、介護保険料が公的年金から天引きされている人等）には、内容を記載した納税通知書を送付しましたのでご確認ください。

〈個人住民税の納め方〉

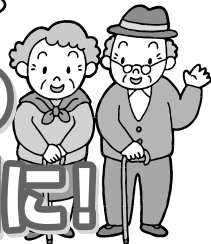


※年金以外の所得にかかる市民税・県民税は、今までの方法で納めてください。
※年金額や年齢等の要件で対象とならない人は、普通徴収（納付書又は口座振替）による納付となります。（平成21年度から年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの天引きができなくなりました。）



安心できる老後のために…

国民年金保険料の 免除申請はお早目に!



7月1日から 平成21年度の受付が始まります

**未納のまま
放置しないで!**

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

失業や所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な場合には、免除制度や納付猶予制度がありますのでご利用ください。制度の適用を希望する場合は、お早めに市民課（本庁又は総合支所）で手続きをしてください。

なお、平成20年度に全額免除又は若年者納付猶予が承認された人で、継続審査を希望している人は、平成21年度の申請は必要ありません。後日、社会保険事務所から郵送される通知で結果を確認してください。

保険料免除制度

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人
承認期間 7月から翌年6月

対象 30歳未満の人（学生を

若年者納付猶予制度

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 平成20年度又は平成21年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等の写し
- ④ 学生の場合は、新学年の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には両面のコピー。）又は、在学証明書
- ⑤ 1月2日以降に転入した人は、1月1日の住所地で

学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人
承認期間 4月から翌年3月

退職（失業）による特例

申請する年度又は前年度に退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の給与所得については審査が不要となります。配偶者や世帯主が退職した場合も対象となります。ただし、配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは認められない場合があります。

持参するもの

免除の所得基準額

	所得基準額	月額保険料 (平成21年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	0円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	3,670円
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	7,330円
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	11,000円
学生納付特例	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	0円

※扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

所得証明書（控除の内訳が記入してあるもの）
※申請が遅れても、免除や若年者納付猶予は申請年度の7月まで、学生納付特例は4月までさかのぼって承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族

免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い

	国民年金の 受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の年金額 と比較した場合)	障害・遺族基礎年金 を受けるとき	追納期間
全額免除	算入されます	年金額に3分の1が反映	保険料納付済期間 と同じ扱いです	10年以内 ※保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算金が高くなります。
4分の3免除		年金額に2分の1が反映		
半額免除		年金額に3分の2が反映		
4分の1免除		年金額に6分の5が反映		
若年者納付猶予・ 学生納付特例		年金額には反映されません		

※「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。
※学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請をすることはできません。

基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお勧めします。
★本庁市民課年金係 ☎ 1114、総合支所市民課年金係 ☎ 1331（内線334）、熊谷社会保険事務所 ☎ 048-525-1844